

別 表

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 算定基準	6 内 容																														
工事費					「工事費」とは工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費、宮繕費並びにこれらに対応する消費税等相当額の合計額をいう。																														
	本工事費			自然公園工事（造園・土木工事）については「自然公園等工事積算基準（自然公園編）（平成16年3月17日付環自整発第04317001号）」を、建築工事及び電気設備工事、機械設備工事については「官庁宮繕関係統一基準（国土交通省）」を適用する。ただし、同基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、実情に即して別途基準により算出することを妨げないものとする。	「本工事費」とは事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工を含む。）及び本工事に伴う附帯工事（附帯工事に必要な準備工を含む。）の施工に必要な経費をいう。																														
	測量設計費			直接必要とする額。なお、基本計画の策定に要する経費は交付対象外とする。	「測量設計費」とは交付金事業者が工事を施工するために必要な調査、測量設計及び試験に要する経費をいう。交付金事業者が直接、調査、測量及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費及び労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、設計及び試験を施行する場合には請負費又は委託料の費用をいう。																														
	用地費及補償費			直接必要とする額。	「用地費及補償費」とは交付対象事業に必要な最小限度の用地の取得に要する費用及び工事の施工によって生じた土地、家屋若しくは立木その他の財産権の侵害による損失又は物件の移転に伴う損失等に要する補償のための費用（補償金にかえ、直接施工する補償工事に要する費用を含む。）																														
	機械器具費			直接必要とする額。	「機械器具費」とは、交付金事業者が直営により工事を施工する場合において工事施工に直接必要な土工用、建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。ただし、当該機械器具が工事期間を超えて使用できるものは損料とし、購入費には算入しないものとする。																														
	宮繕費			直接必要とする額。	「宮繕費」とは、交付金事業者が工事施工に当たって、工事期間中のみ必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の損料、移転料及び修繕料をいい、大規模工事又は工事現場が遠隔地等の理由で交付金事業者が工事施工を監督するために、これらの施設を特に必要とする場合に限るものとする。																														
	消費税相当額			本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費、及び宮繕費にかかる消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。																															
事務費	旅費			交付対象事業費を次に掲げる額に区分してそれぞれの率を乗じて得た額（区分ごとに千円未満切捨て）の合計額の範囲内とする。	「事務費」とは、交付金事業者が事業実施に伴う事務処理に直接必要とする旅費、庁費及び工事現場事務所又は出先機関において、必要とする旅費、庁費、並びにこれらにかかる消費税相当額の合計額をいい、庁費とは報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費及び食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及賃借料、備品購入費等をいう。（ただし、報酬、給料、職員手当等、共済費については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年5月17日法律第29号）に規定されている会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）																														
	庁費																																		
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3,000万円以下の金額に対して</td> <td>7.00%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.50%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.50%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1億円を超え3億円以下の金額に対して</td> <td>4.50%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>3億円を超え5億円以下の金額に対して</td> <td>3.50%</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>5億円を超え10億円以下の金額に対して</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>10億円を超え20億円以下の金額に対して</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>20億円を超え30億円以下の金額に対して</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>30億円を超える金額に対して</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	3,000万円以下の金額に対して	7.00%	2	3,000万円を超え5,000万円以下の金額に対して	6.50%	3	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.50%	4	1億円を超え3億円以下の金額に対して	4.50%	5	3億円を超え5億円以下の金額に対して	3.50%	6	5億円を超え10億円以下の金額に対して	2.50%	7	10億円を超え20億円以下の金額に対して	2.00%	8	20億円を超え30億円以下の金額に対して	1.00%	9	30億円を超える金額に対して	0.50%	
号	区 分	率																																	
1	3,000万円以下の金額に対して	7.00%																																	
2	3,000万円を超え5,000万円以下の金額に対して	6.50%																																	
3	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.50%																																	
4	1億円を超え3億円以下の金額に対して	4.50%																																	
5	3億円を超え5億円以下の金額に対して	3.50%																																	
6	5億円を超え10億円以下の金額に対して	2.50%																																	
7	10億円を超え20億円以下の金額に対して	2.00%																																	
8	20億円を超え30億円以下の金額に対して	1.00%																																	
9	30億円を超える金額に対して	0.50%																																	